

人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース)訓練実施計画届

届出日 令和 3 年 3 月 4 日

東京 労働局長 殿

事業主
または
事業主団体等
(該当に○)
所在地
名称
代表者役職名
氏名
電話番号

代理人
または
社会保険労務士
(提出代行者・
事務代理者)
(該当に○)
所在地
名称
氏名
電話番号
〒 176-0013
練馬区豊玉中2-3-16
えがお社労士オフィス
代表 油原 信
090-7820-6280

訓練の実施につき、年間職業能力開発計画(注) / (団体等)訓練実施計画書等を添付のうえ、次のとおり届けます。

(注) 特定分野認定実習併用職業訓練(企業連携型・事業主団体等連携型訓練)の場合は、出向先事業主又は事業主団体等と共同して作成したもの

Form with 15 numbered sections containing application details such as business name, address, industry classification, and training period.

15 ジョブカードセンターへ次の書類の写しを送付することを希望する。
・様式第1号第1面または第3面
・ジョブ・カード様式3-3(職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート)
□ はい (送付先: センター)

Stamp area with '受印' (Received) and '確認印' (Confirmation) fields, including a circular stamp with '受理 -3.3-5 助成金事務センター' and handwritten file number '13-20-1561'.

- 【注意事項】
一、記載に当たっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。
二、労働局処理欄には記入しないでください。
三、ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
四、特定分野認定実習併用職業訓練(企業連携型・事業主団体等連携型訓練)または共同事業主が行う団体型訓練の場合は9欄にチェックを入れ、訓練様式第1号(第2面)も記入し提出すること。
五、訓練コースを新たに追加する場合は、訓練開始日から起算して1ヶ月前までに、訓練実施計画変更届(訓練様式第2号)に新たな年間職業能力開発計画(訓練様式第3号)を添えて提出してください(ただし、新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが1ヶ月以内である訓練等については、訓練開始日から起算して原則1ヶ月前まで)。

この届出は、届出事業所の所在地を管轄する労働局に、訓練開始日から起算して1か月前までに提出してください。
期限までに提出されない場合は助成対象外となりますので、提出期限の「訓練開始日から起算して1か月前」は厳守するようお願いいたします。ただし、新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等で、雇い入れ日から訓練開始日までが1か月以内である場合は、労働局へご相談ください。

人材開発支援助成金(特定訓練コース・一般訓練コース) 年間職業能力開発計画

1	年間計画番号 1	2 助成の区分 (該当するものに○を付ける)	① 一般訓練コース	オ 特定分野認定実習併用職業訓練			
			② 特定訓練コース	a. 企業単独型訓練			
				ア 労働生産性向上訓練	b. 企業連携型訓練		
				イ 若年人材育成訓練	c. 事業主団体等連携型訓練		
				ウ グローバル人材育成訓練	カ 認定実習併用職業訓練		
エ 熟練技能育成・承継訓練	キ 中高年齢者雇用型訓練						
3	育児休業期間中に自発的に訓練を実施する旨の申し立ての有無(育児休業者に対する訓練を実施する場合)	5	若者雇用促進法に基づく認定事業主				
4	特定訓練コース助成率引き上げ対象のセルフ・キャリアドック制度導入の有無	6	受講者全員が新規採用者				
7	訓練コースの名称	令和3年度 第22期 一級技能士コース配管科	8	受講(予定)者数	2 人		
教育訓練給付指定講座の場合		専門実践	特定一般	一般	指定番号		
9	訓練の実施期間	初日	令和3年4月6日	10 総訓練時間数及び 実訓練時間数	(総訓練時間数) 120 時間 分		
		最終日	令和3年8月25日		(実訓練時間数) <del>120</del> 時間 35 分		
11	総訓練時間数の内訳 ※『2 助成の区分』のうちオ、カ及びキの場合のみ記載 ※(3)～(6)についてはオのbまたはcの場合のみ記載	(1) OFF-JTの時間数		(2) OJTの時間数			
		時間	分	時間	分		
		(3) (1)のうち出向元事業主		(4) (2)のうち出向元事業主			
		時間	分	時間	分		
		(5) (1)のうち出向先事業主・事業主団体		(6) (2)のうち出向先事業主			
時間	分	時間	分				
12	訓練として行われる職業能力検定の有無	有	無	13	訓練として行われるキャリアコンサルティングの有無	有	無
14	助成対象労働者	訓練様式第4号に記載してください。					
15	助成対象労働者の職務内容と訓練の関連性	管工事業の現場責任者としてのスキル向上のため、今回の一級技能士コース配管科を受講する。					
	★訓練コースの内容が助成対象労働者の職務とどのように直接関連し、職務に専門的な知識及び技能を習得・向上させるものであるかを、できる限り具体的に記入してください。						
今後進出予定の事業に係る訓練の場合はチェック	<input type="checkbox"/>						
16	Off-JT 訓練種別	<input type="checkbox"/> 事業内訓練	※『事業内訓練』にチェックを入れた場合は下記に事業内講師名を記載してください。				
		<input checked="" type="checkbox"/> 事業外訓練	講師氏名 ( ) 通学制 ( ) ・ 通信制(スクーリングあり) ・ 通信制(スクーリングなし)				
17	訓練カリキュラム	訓練日時・場所・内容・科目ごとの時間数・講師等がわかるものを別添資料として添付してください。 ※OJTは「訓練参考様式第1号 認定実習併用職業訓練に係るOJTカリキュラム」または同じ項目を網羅した別の資料					
18	教育訓練機関の名称及び訓練の実施場所	(1)名称	東京都管工事工業協同組合				
		(2)実施場所(住所等)	〒107-0052 港区赤坂6-15-14 東京都管工工会館				

人材開発支援助成金(特定訓練コース)一般訓練コースの対象者一覧



【①年間計画番号】 1

令和3年度 第2期 一般技能士コース配管科

【②訓練コースの名称】

No.	③氏名	④職務内容	⑤雇用保険被保険者番号	⑥助成区分	⑦受講回数	⑧対象者の属性	特定訓練コースのうち		専門実践または特定一般教育訓練の場合		給付指定講座の場合		事業主団体等が申請する場合 ⑬所属事業主・事業所名
							⑨キャリアコンセンサル ティンングの実施の有無	⑩訓練の受講形態	⑪訓練受講予定者の 経費負担の有無	⑫雇用保険給付金の 支給申請予定			
1		建設業の現場管理		②特定訓練 コースのエ 熟練技能育 成・継承訓 練	1	新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
2		建設業の現場管理		②特定訓練 コースのエ 熟練技能育 成・継承訓 練	1	新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
3						新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
4						新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
5						新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
6						新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			
7						新規学卒予定者 新規学卒予定者以外	有 無	アイ 事業主命令による受講 労働者の自発的な受講 (事業主による経費の負担 (事業主による経費の支払い、))	有 無	有 無			

## 人材開発支援助成金 (特定訓練コース・一般訓練コース) 事前確認書

人材開発支援助成金 (特定訓練コース・一般訓練コース) の訓練実施計画届 (訓練様式第 1 号) を提出するにあたり、下記の注意事項に該当する場合は助成の対象外となることについて了解し、確認した上で別紙計画届のとおり申請します。なお、この確認書の記載事項に係る確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

令和 3 年 3 月 4 日

事業主  
(出向元事業主)  
または  
事業主団体

住所  
名称  
代表者役  
氏名  
電話番号

代理人  
または  
社会保険労務士  
(提出代行者・  
事務代理者)

住所 〒176-0013 練馬区豊玉中 2-3-16  
名称 えがお社労士オフィス  
氏名 油原 信  
電話番号 090-7820-6280

東京 労働局長 殿

## ○人材開発支援助成金 (特定訓練コース・一般訓練コース) を利用するにあたっての注意事項

- (1) 提出した計画に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主及び事業主団体等
  - (2) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査 (訓練実施中の確認、講師、受講者への聴き取り等) に協力しない等、審査に協力しない事業主及び事業主団体等
  - (3) 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5 年間保存していない事業主及び事業主団体等
  - (4) 訓練実施日に、事前連絡をせず訓練が行われる訓練実施確認行為に協力をしない事業主及び事業主団体等
  - (5) 訓練実施計画届 (訓練様式第 1 号) の提出前に訓練を開始した場合。また、訓練実施計画届を届出事業所の所在地管轄する労働局に、訓練開始日から起算して 1 か月前までに\*提出しない事業主及び事業主団体等
  - (6) 新たな訓練計画を追加する場合は訓練開始日から起算して 1 ヶ月前までに\*、既に届け出ている訓練計画に変更が生じた場合は当初計画 (変更前の計画) していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに、変更届を提出していない場合
- \*新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが 1 ヶ月以内である訓練等の場合は、訓練開始日から起算して原則 1 ヶ月前までに ((5)、(6) 共通)
- (7) 所定労働時間外・休日 (振替休日は除く) に実施された Off-JT の賃金助成、OJT の実施助成。
  - (8) 事業主が訓練にかかる経費を支給申請までに全額負担していない場合\* (訓練経費の支払後返金がある場合を含む。)  
\*業務命令によって、従業員に対して専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練を受講させた場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります。また、従業員の申し出による自発的な専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の受講を支援する場合は、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金及び経費が支給対象となります。
  - (9) 実際に実施した助成対象となる実訓練時間数が特定訓練コースの場合は 10 時間未満 (海外で実施する訓練の場合は 30 時間未満)、一般訓練コースの場合は 20 時間未満 (育児休業中等に実施した訓練の場合は 10 時間未満) の場合
  - (10) 訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内の支給申請期間内に申請を行わない場合
  - (11) 訓練開始日、支給申請日及び支給決定日の時点において、雇用保険適用事業所でない事業所 (雇用保険適用事業所でない事業所には雇用保険被保険者が 0 人の事業所も含む)

## 【記入上の注意】

申請にあたっての注意事項を了解いただいたことの申立書ですので、代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した日付と事業主欄をご記入ください。

履歷事項全部証明書



# 労働条件通知書

氏名  殿

事業所

所在地

名称

代表者

雇用条件は次のとおりとします。

入社日

--

本契約書の交付は、労働基準法第 15 条労働条件の明示を兼ねるものとする。

令和3年度 第22期 一級技能士コース配管科  
 向上訓練日程表(案)

東京都管工事工業協同組合 電話 3583-7111代  
 東京都管工事会館 〒107-0052 東京都港区赤坂6-15-14

令和3年2月15日版

回	月	日	曜日	時間	時限	教科	平成30年度	令和3年度
		6	火	09:30~09:45		オリエンテーション		
1	4			10:00~16:10	6	関係法規(設備原論)	金子	金子
2		9	金	10:00~16:10	6	関係法規(上下水道)	上杉(貴)	上杉(貴)
3		10	土	10:00~16:10	6	施工法一般(給水設備)	唐沢	唐沢
4		23	金	10:00~16:10	6	施工法一般(給水設備)		
5	5	8	土	10:00~16:10	6	施工法一般(給水設備・給湯設備)	唐沢	唐沢
6		11	火	10:00~16:10	6	施工法一般(排水設備)	林部	林部
7		15	土	10:00~16:10	6	施工法一般(排水設備)		
8	6	12	土	10:00~16:10	6	施工法一般(排水設備・浄化槽設備)	林部	林部
9		17	木	10:00~16:10	6	材料(材料・施工法一般)	高柳	高柳
10		25	金	10:00~16:10	6	材料(材料・施工法一般)		
11	7	7	水	10:00~16:10	6	建築配管施工法(空気調和設備)	松本	松本
12		10	土	10:00~16:10	6	建築配管施工法(空気調和設備)		
13		19	月	10:00~16:10	6	建築配管施工法(空気調和設備)		
14		28	水	10:00~16:10	6	建築配管施工法(施工計画)	金子	金子
15	8	2	月	10:00~16:10	6	建築配管施工法(建築の構造)	金子	金子
16		5	木	10:00~16:10	6	建築配管施工法(消火設備)	田中	田中
17		17	火	10:00~16:10	6	製図	田中	田中
18		21	土	10:00~16:10	6	製図		
19		24	火	10:00~16:10	6	安全衛生	唐沢	唐沢
20	25	水	10:00~16:10	6	安全衛生			
				16:20~18:20 (修了時試験)			唐沢	唐沢

◎感染症予防のため開講式・修了式は中止の予定です。

◎修了証書等発送日(予定) 9月15日(火)

なお、都合により日程は変更する場合がありますのでご了承ください。

新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、手洗・うがい・手指等アルコール消毒  
 のご協力をお願いいたします。

※注意 修了時試験受験資格は、出席時間96時間(120時間の8割)にあたる  
 16日間以上の出席数が必要です。

※12月に実技試験(材料取り・組立作業)講習会を開催予定です。是非参加してください。

各位

東京都管工事工業協同組合  
理事長 宮崎 文雄

## 《配管技能士（国家資格）学科試験永久免除》（東京都知事認定）

令和3年度 向上訓練 一級・二級技能士コース 短期課程 訓練生募集案内

当組合では令和3年4月～8月にかけて向上訓練校（計20日間）の開講を予定しております。全20日間の訓練校のうち16日間以上出席をした方には修了時試験の受験資格が与えられます。修了時試験に合格すると、技能検定（建築配管）一級または二級の《学科試験が永久免除となる資格》が得られます。修了時試験に不合格となられた場合でも、1回にかぎり2日間の補講を受講したあとで追試験を受けることができます。

当訓練校を修了された方は《特典》がございますので、下記枠内をぜひご確認くださいませようお願いいたします。

## 《修了生の特典》

- 修了生は技能検定学科試験が永久免除されます。
- 修了生の技能検定受検申込申請書の提出を組合が代行いたします。  
※過去3年以内の修了生を対象に受検案内を送付させていただいております。  
※修了生以外の方は受付期間中に東京都職業能力開発協会（飯田橋）の窓口にご提出していただく必要がございます。
- 技能検定試験受験準備講習会の特別価格でのご案内がございます。（毎年12月初旬開催）  
※受講料1名につき36,000円（税込、組合員の場合）のところ修了生であれば員外問わず受講料1名24,000円（税込）と特別価格でご案内させていただいております。  
※受講料につきましては令和元年12月開催時の金額を参考にしております。

<申込方法> 本紙下段にご記入のうえ、組合技術課 Fax03-5563-2815 宛にご返送下さい。

<申込期限> 令和3年2月26日（金）まで延長いたします。

中止となった場合、お申し込みいただいた事業所宛に令和3年3月1日（月）以降ご連絡をいたします。

<受講料> 組合員74,000円 ・ 非組合員105,000円

受講申込者氏名	フリガナ
受講申込者の雇用保険加入状況	<input checked="" type="radio"/> 加入している ・ <input type="radio"/> 加入していない
希望コース 右記のどちらかに○をつけてください。 受講者の令和3年4月1日時点の実務経験年数	1級の場合、実務経験7年以上もしくは2級技能検定に合格している方で実務経験2年以上。2級の場合、実務経験2年以上が必要です。 <input checked="" type="radio"/> 1級 ・ <input type="radio"/> 2級 7年 8ヶ月
事業所名	
事業所 TEL ・ FAX	TEL FAX
所属団体 該当する団体に○印をつけてください。	<input checked="" type="radio"/> 東管協 ・ <input type="radio"/> 三管協 ・ <input type="radio"/> 非組合員

# 基本時間割

10:00	~	11:40
11:40	昼食・休憩	12:40
12:40	~	14:20
14:20	休 憩	14:30
14:30	~	16:10



認定番号共第372号

# 認 定 書

東京都港区赤坂6丁目15番地14号  
東京都管工事会館内

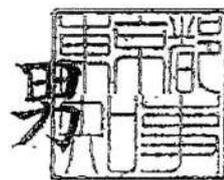
東京都管工事工業協同組合

職業能力開発促進法(昭和44年法律  
第64号)第24条第1項の規定に基づき  
下記の職業訓練を認定する

平成9年10月29日

東京都知事

青島 幸 男



## 記

普通職業訓練

短期課程  
一級技能士

配管科